

社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金/住宅）

※地域における多様な需要に応じた公営賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第1項に基づき「地域住宅計画」については別様を参考とすること

平成31年3月29日

計画の名称	福岡県住宅・住環境整備計画（第2期）	地域住宅計画の名称	福岡県全地域 第3期	重点配分対象の該当	
計画の期間	平成28年度～平成32年度（5年間）	交付対象	福岡県、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇治野市、篠栗町、若免町、須恵町、新宮町、久山町、相模町、芦屋町、水巻町、高橋町、遠賀町、小竹町、鞍馬町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、周田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町		

【計画の目標】
 『低炭素社会・循環型社会に寄与し将来世代に継承できる良質な住宅ストックの形成』
 『なれが安心できる住環境「防災ネットワークの充実」』
 『地域での豊かな住生活を実現できる良好な居住環境づくりの実現』
 『市街地の狭い道路の拡幅等を行うことによる安全で安心できる住まい・まちづくりの実現』

【計画の成果目標（定量的指標）】
 ・バリアフリー化公営住宅等の割合
 ・大野城市が実施する総合計画に関するアンケートの項目（「バリアフリーに配慮された都市機能の整備」）に対する市民の満足度
 ・街なみ環境整備事業地区における観光客・交流人口の増加
 ・住宅増設における住居の増加
 ・幅員4m以上の道路に接している県内住宅の割合

定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の状況及び目標値			備考
	当初現況値	中間目標値	最終目標値	
県内の公営住宅及び改良住宅等（コミュニティ住宅を含む）における住戸のバリアフリー化（手すり設置、段差解消、廊下幅のうらまじり）の割合を、県・市町村の調査により算出する。（政令市除く）	(H27当初) 29%	(H32末) 33%	(H32末) 33%	公営住宅
	(H27当初) 14%	(H32末) 15%	(H32末) 15%	
(バリアフリー化公営住宅等の割合) = (公営住宅等のバリアフリー化された住戸数) / (公営住宅等の全住戸数) (%)	(H27当初) 3.12%	(H28末) 3.13%	(H28末) 3.13%	
(アンケート調査結果「満足度」) = (「市民の満足度」)	(H27当初) 100.0%	(H32末) 106.0%	(H32末) 106.0%	
(住宅増設における住居の増加) = (対象団地における住宅供給戸数) (戸)	(H28末) 614戸	(H32末) 1340戸	(H32末) 1340戸	
(幅員4m以上の道路に接している県内住宅の割合) = (幅員4m以上の道路に接している県内住宅数) / (全住宅数) (%)	(H26当初) 61%	(H30末) 64%	(H30末) 64%	

全体事業費 (A+B+C+D)	50,682 百万円	A	49,240 百万円 (6,532 百万円)	B	0 百万円	C	1,442 百万円	D	0 百万円	効果促進事業費等の割合 C+E / (A+B+C+D)	15.7%
-----------------	------------	---	------------------------	---	-------	---	-----------	---	-------	-----------------------------	-------

番号	事業種別	地域	交付対象	直接間接	事業者	種別等	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容・規模等	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	費用対効果	個別設計計画(事業内容)	備考
									H28	H29	H30	H31	H32				
A-1	住宅	一般	別荘	直/間	県/市町村	民間	別荘地住宅計画に基づく事業	別荘地住宅計画のとり						44,374	※1	策定済	
A-2	住宅	一般	大野城市	直/間	市/民間	民間	大野城市バリアフリー環境整備促進事業	バリアフリー環境の整備						3			
A-3	住宅	一般	八女市	直/間	市/民間	民間	福島地区街なみ環境整備事業	街なみ環境の整備・94.2ha						210			
A-4	住宅	一般	八女市	直/間	市/民間	民間	黒木地区街なみ環境整備事業	街なみ環境の整備・18.4ha						113			
A-5	住宅	一般	大川市	直/間	市/民間	民間	小保・根津地区街なみ環境整備事業	街なみ環境の整備・15.6ha						207			
A-6	住宅	一般	中間市	直/間	市/民間	民間	土手ノ内地区街なみ環境整備事業	街なみ環境の整備・55.9ha						94			
A-7	住宅	一般	太宰府市	直/間	市/民間	民間	太宰府地区街なみ環境整備事業	街なみ環境の整備・139.47ha						987			
A-8	住宅	一般	うきは市	直/間	市/民間	民間	吉井地区街なみ環境整備事業	街なみ環境の整備・23.0ha						740			
A-9	住宅	一般	うきは市	直/間	市/民間	民間	新川田地区街なみ環境整備事業	街なみ環境の整備・145.9ha						445			
A-10	住宅	一般	朝倉市	直/間	市/民間	民間	秋月地区街なみ環境整備事業	街なみ環境の整備・87.0ha						189			
A-11	住宅	一般	添田町	直/間	町/民間	民間	添田町地区街なみ環境整備事業	街なみ環境の整備・13,210.0ha						265			
A-12	住宅	一般	大野城市	直接	市	公	記念第二住宅市街地基金整備事業	記念公園仮設・L=375m、記念大池線・L=320m						24			
A-13	住宅	一般	市町村	直接	市町村	民間	狭い道路の拡幅等・県内全域							1,589			
									合計					49,240			

番号	事業種別	地域	交付対象	直接間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	費用対効果	個別設計計画(事業内容)	備考
										H28	H29	H30	H31	H32				
										合計	0							

番号 一時的に実施することにより期待される効果

番号	事業種別	地域	交付対象	直接間接	事業者	種別等	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	備考
										H28	H29	H30	H31	H32		
C-1	住宅	一般	県/市町村	直接	県/市町村	民間	公営住宅整備促進事業	地域住宅計画に基づく事業(公営住宅等整備事業)と一体的に行う事業: 移転助成、仮住宅借上助成、駐車場整備、宅地造成、除却工事、団地周辺施設整備、用地購入等	福岡県、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、春日市、うきは市、みやま市、新宮町、芦屋町、筑前町、遠賀町、小竹町、鞍馬町、大任町、赤村、福智町、吉富町						895	
C-2	住宅	一般	県/市町村	直接	県/市町村	民間	公営住宅改善促進事業	地域住宅計画に基づく事業(公営住宅等ストック改善事業)と一体的に行う事業: 移転助成、仮住宅借上助成、測量試験費、民間空き家改修補助等	福岡県、田川市、筑後市、筑紫野市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、嘉麻市、朝倉市、新宮町、相模町、芦屋町、水巻町、高橋町、遠賀町、小竹町、みやこ町						158	
C-3	住宅	一般	県/市町村	直接	県/市町村	民間	地域優良賃貸住宅整備促進事業	地域住宅計画に基づく事業(地域優良賃貸住宅整備事業)と一体的に行う事業: 駐車場整備、宅地造成、除却工事、団地周辺施設整備、用地購入等	福岡県、大刀洗町						8	
C-4	住宅	一般	県/市町村	直/間	県/市町村	民間	住宅地区改良事業等促進事業	地域住宅計画に基づく事業(住宅地区改良事業等)と一体的に行う事業: 移転助成、仮住宅借上助成、除却工事、工事監理、測量試験費、民間空き家改修補助等	飯塚市、田川市、中間市、春日市、宗像市、うきは市、宮若市、嘉麻市、宇美町、香春町、遠賀町、小竹町、添田町、川崎町						224	
C-5	住宅	一般	市町村	直/間	市町村/民間	民間	街なみ環境整備促進事業	街なみ環境整備事業と一体的に行う事業: イベント・ワークショップの開催、まちづくり団体活動支援、人材育成、有形・無形文化財の調査記録	八女市、大川市、中間市、太宰府市、うきは市、朝倉市、添田町						157	
										合計	1,442					

番号 一時的に実施することにより期待される効果
 C-1 公営住宅等整備事業と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、公営住宅等整備事業の円滑化及び推進を図れる。
 C-2 公営住宅等ストック改善事業と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、公営住宅等ストック改善事業の円滑化及び推進を図れる。
 C-3 地域優良賃貸住宅整備事業と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、地域優良賃貸住宅整備事業の円滑化及び推進を図れる。
 C-4 住宅地区改良事業等と一体的に実施する必要がある上記事業を実施することで、住宅地区改良事業等の円滑化及び推進を図れる。
 C-5 街なみ環境整備事業と一体的に普及啓発事業等の事業を実施することで、良好な街なみの形成に寄与し、もって観光客・交流人口の増加を図る。

番号	事業種別	地域	交付対象	直接間接	事業者	種別等	要素となる事業名(事業箇所)	事業内容(面積等)	市町村名	事業実施期間(年度)					全体事業費(百万円)	備考
										H28	H29	H30	H31	H32		
										合計	0					

番号 一時的に実施することにより期待される効果

※ 全体事業費や事業実施期間等は計画期間内における数字であるため、必ずしもそれぞれの事業箇所全体の数字と一致しない。
 また、予算確保の状況や用地買収の進捗などにより変更が生じるため、整備計画は随時見直しを行っている。
 (※1) 地域住宅計画による

		H28	H29	H30	H31	H32
交付金の執行状況	(単位: 百万円)					
配分額(a)		4,602,755	4,812,866			
計画別流用増△減額(b)		100,000	0,000			
交付額(c=a+b)		4,702,755	4,812,866			
前年度からの繰越額(d)		439,513	262,491			
支払済額(e)		4,873,380	4,380,023			
翌年度繰越額(f)		262,491	690,278			
うち未契約繰越額(g)		0,000	0,000			
不用額(h = c+d+e-f)		6,397	5,056			
未契約繰越率+不用率(i = (g+h)/(c+d))		0.1%	0.1%			
未契約繰越率+不用率が10%を超えている場合その理由						

※ 各年度の決算額が確定後、随時記載。

社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金／住宅）

計画の名称	福岡県住宅・住環境整備計画（第2期）		
計画の期間	平成28年度～平成32年度（5年間）	交付対象	福岡県 他58事業主体

【基幹事業】

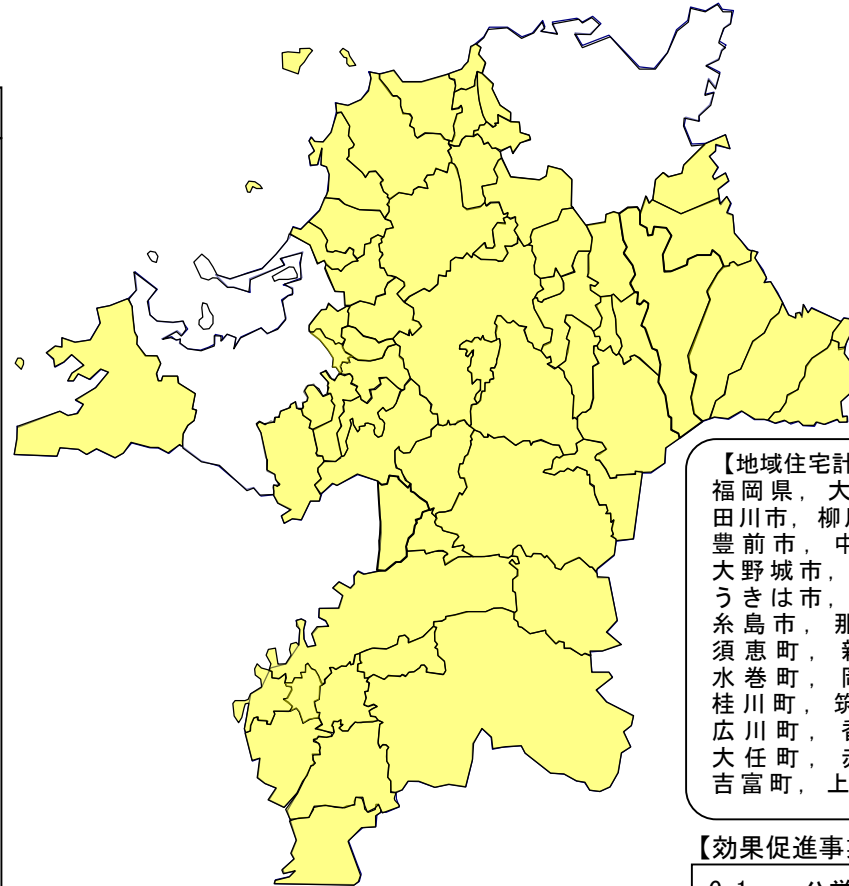
A-1 地域住宅計画に基づく事業

（基幹事業）

- 公営住宅等整備事業
- 公営住宅等ストック総合改善事業
- 地域優良賃貸住宅整備事業
- 公的賃貸住宅家賃低廉化事業
- 住宅地区改良事業等
- 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業

（提案事業）

- 公営住宅改善関連事業
- 住宅地区改良事業等関連事業
- 公的賃貸住宅耐震診断事業
- 公的賃貸住宅アスベスト調査事業
- 既存建築物除却事業
- その他公的賃貸住宅関連事業
- 住宅政策関連計画策定等
- 狭あい道路整備等関連事業
- 定住促進関連事業
- 福祉・安全・環境関連事業
- 住宅情報提供推進事業
- 快適な住まいづくり推進助成事業



■■■■ 地域住宅計画 策定主体

【地域住宅計画 策定主体】

福岡県、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

【効果促進事業】

C-1 公営住宅整備促進事業

C-2 公営住宅改善促進事業

C-3 地域優良賃貸住宅整備促進事業

C-4 住宅地区改良事業等促進事業

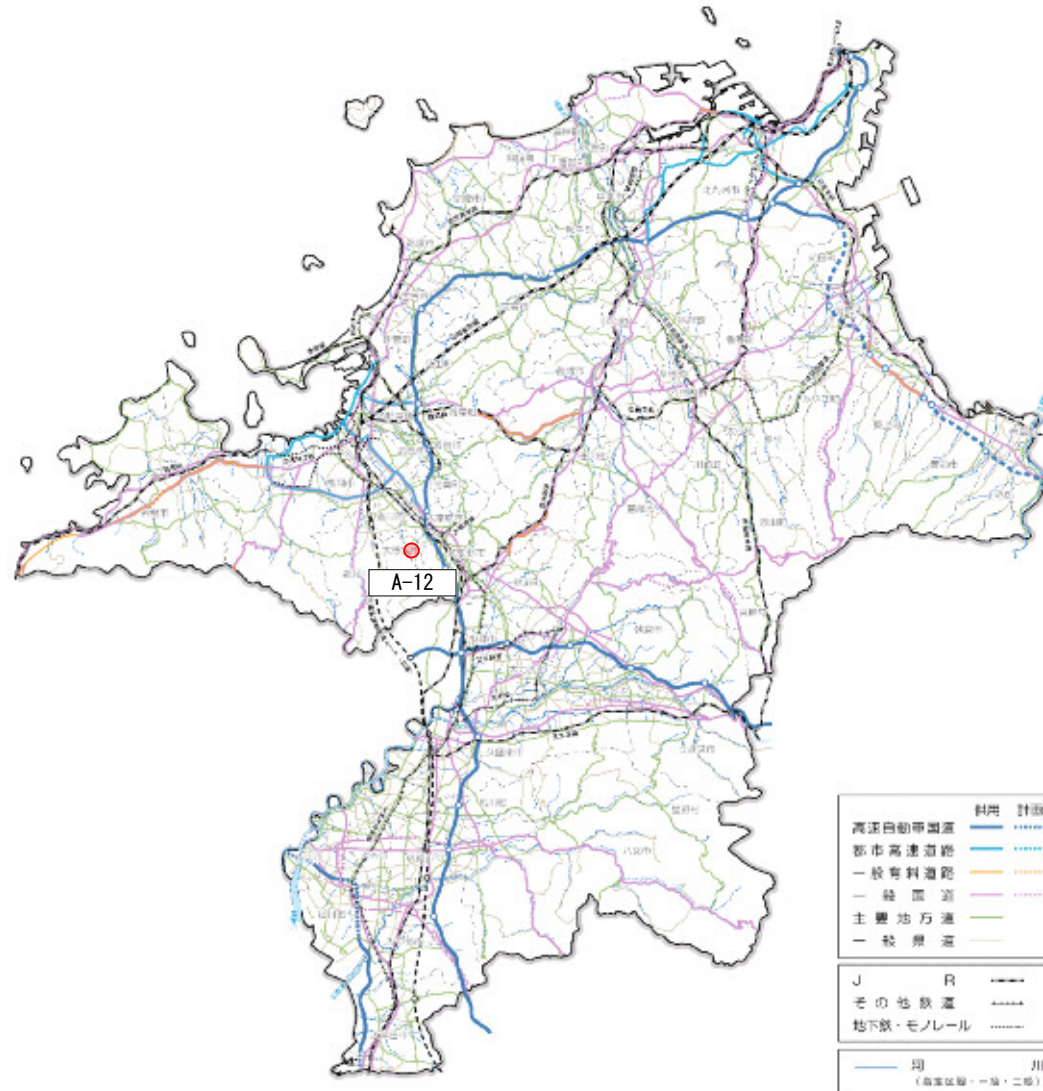
社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金／住宅）

計画の名称	福岡県住宅・住環境整備計画（第2期）			
計画の期間	平成28年度～平成32年度（5年間）	交付対象	福岡県 他58事業主体	
【基幹事業】				
A-3 福島地区街なみ環境整備事業				
【基幹事業】				【基幹事業】
A-4 黒木地区街なみ環境整備事業				A-8 吉井地区街なみ環境整備事業
【基幹事業】				【基幹事業】
A-6 土手の内地区街なみ環境整備事業				A-9 新川田籠地区街なみ環境整備事業
【基幹事業】				【基幹事業】
A-5 小保・榎津地区街なみ環境整備事業				A-10 秋月地区街なみ環境整備事業
【基幹事業】				【基幹事業】
A-11 添田町地区街なみ環境整備事業				A-7 太宰府地区街なみ環境整備事業
【効果促進事業】	【基幹事業】			
C-5 街なみ環境整備促進事業	A-13 狭あい道路整備等促進事業			
<対象区域> ・福岡県全域	<対象区域> ・福岡県全域			
	【基幹事業】			
	A-2 大野城市バリアフリー環境整備促進事業			

社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金／住宅）

計画の名称	福岡県住宅・住環境整備計画（第2期）		
計画の期間	平成28年度～平成32年度（5年間）	交付対象	福岡県 他58事業主体

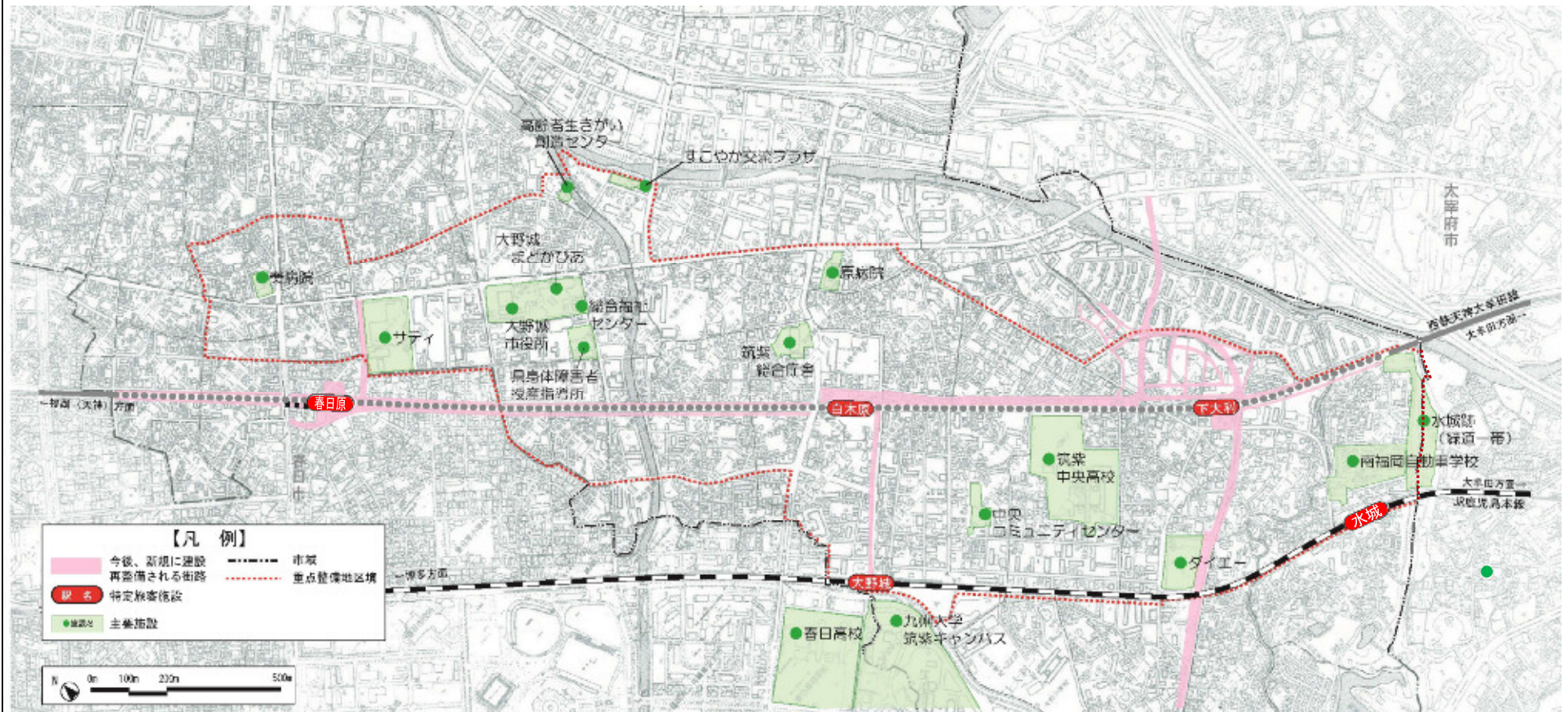
A-12 乙金第二 住宅市街地基礎整備事業



社会資本総合整備計画（社会資本整備総合交付金／住宅）

計画の名称	福岡県住宅・住環境整備計画（第2期）（大野城市中心地区バリアフリー環境整備促進事業）		
計画の期間	平成28年度～平成32年度(5年間)	交付対象	福岡県大野城市

バリアフリー環境整備促進事業 （大野城市中心地区）



ち い き じ ゆ う た く け い か く
地域住宅計画

ふくおか けん ぜん ち い き だい き
(福岡県全地域 第3期)
(第8回変更)

ふくおかけん おおむたし くるめし のおがたし いいづかし たがわし やながわし やめし ちくごし おおかわし ゆく
福岡県、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行
はしし ぶぜんし なかまし おごおりし ちくしのし かすがし おおのじょうし むなかつし だざいふし こがし ふく
橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福
つし うきはし みやわかし かまし あさくらし みやまし いとしまし なかがわし うみまち ささぐりまち しめ
津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志
まち すえまち しんぐうまち ひさやままち かすやまち あしやまち みずまきまち おかがきまち おんがちょう こたけまち くらてまち
免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、
けいせんまち ちくぜんまち とうほうむら たちあらいまち おおきまち ひろかわまち かわらまち そえだまち いとだまち かわさきまち おおとうまち
桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任
町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町

平成31年3月

地域住宅計画

計画の名称	福岡県全地域 第3期
-------	------------

都道府県名	福岡県	作成主体名	福岡県、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
-------	-----	-------	--

計画期間	平成 28 年度 ~ 32 年度
------	------------------

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

対象地域は福岡県全域で、平成27年1月時点において、人口約512万人、世帯数約232万世帯である。

対象地域では、明治以降の我が国の工業化において、石炭や鉄を中心に各種の産業が発展し、人口の急増に伴い約12万戸の公営住宅をはじめとする約21万戸の公共賃貸住宅のストックが形成され、それらの老朽化が進んでいる。また、大都市部や産炭地域では、古くから住宅地が形成され道路等の公共施設が不足した密集住宅市街地等の住環境上の問題が生じている地域が存在する。さらに、大都市部近郊のニュータウンでは高齢化が進み、世帯のニーズと住宅ストックのミスマッチが生じている。

福岡県及び関係市町村では、これまで県市町村の住生活の向上に向けて、住生活基本計画等において住宅政策の目標や重点施策等を定め、計画的に住宅施策を展開している。

平成25年住宅・土地統計調査によると、住宅戸数は約249万戸で、世帯数の約1.15倍の住宅ストックが形成されており、これらストックを有効活用しながら、少子高齢化社会対応等の住宅政策の課題に取り組んでいくことが重要になっている。

このような社会・経済情勢の大きな変化に対応するため、住宅の供給に主眼をおいた施策からストック重視、市場重視の施策に転換しており、現在、民間住宅施策では、中古住宅の流通促進、空き家対策（除却、適正管理、利活用）、定住促進対策、良質な木造住宅の普及、住情報の提供等を行っている。公的住宅施策では、老朽・狭小化した公的賃貸住宅の建替事業、同住宅の福祉対応や居住性向上等に資する改善事業、住宅確保要配慮者の居住安定に資する地域優良賃貸住宅整備事業等を行っている。

2. 課題

○老朽・狭小化し居住環境が悪化した公営住宅及び改良住宅は、計画的に建替及び改善事業を実施しているが、昭和40～50年代に大量に建設された居住環境の改善が必要な中層耐火構造の住宅が、一気に更新時期を迎えることから、効率的かつ継続的な更新等を進め事業の平準化を図る必要がある。

○高齢化が進みコミュニティ等が低下している大規模な公的賃貸住宅において、居住機能の集約化や生活支援施設の併設を通じて団地の再生を推進する必要がある。

○公営住宅の入居に関しては、収入超過者、高額所得者、地位承継による長期入居者、高い応募倍率など公営住宅に入居している世帯と入居を希望している世帯との間に不公平感が生じている。また、高齢者の単身又は二人世帯の割合が高くなっており、団地内でのコミュニティー活動等に支障が生じているため、これらに対する対策が必要である。

○不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が進んでいない住宅市街地において、住環境の改善を図るため、住宅市街地全体として一体的な整備をする必要がある。

○不良住宅及び空き家住宅の集積が居住環境や地域の活性化を阻害しているため、不良住宅の除却、空き家住宅の適正管理と利活用を推進していく必要がある。

○住宅政策の実効性をより高めるため、住宅部局と福祉部局の連携のほか、地方自治体間の連携を推進する必要がある。

○人口減少社会を迎え地域間の格差が生じている。人口減少地域においては定住促進、居住環境の向上等の対策が必要である。

○高齢化に対応するための住宅のバリアフリー化や耐震性の向上が十分でないため、住宅の大半を占める持ち家も含めて促進する必要がある。

○既存ストックを活用しつつ居住水準の向上を図る観点から、住み替え支援等による世帯と住宅ストックのミスマッチの解消、中古住宅の流通促進、住宅性能表示制度の普及促進、住宅リフォームの支援、更新時期を迎える民間マンションの大規模改修や建替に関する情報提供などの施策推進が必要である。

○少子化の進行に対して、子育てしやすい住環境づくりが必要である。

3. 計画の目標

『低炭素社会・循環型社会に寄与し将来世代に継承できる良質な住宅ストックの形成』
 『だれもが安心できる住宅セーフティネットの充実』
 『地域での豊かな住生活を実感できる良好な居住環境づくりの実現』

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義		従前値	目標値		
				基準年度	目標年度		
1. バリアフリー化公営住宅等の割合	%	県内の公営住宅及び改良住宅等(コミュニティー住宅を含む)における住戸のバリアフリー化(手すり設置、段差解消、廊下幅のうち2つ以上)の割合	公営住宅	29%	27	33%	32
			改良住宅等	14%	27	15%	32
2. 県内の住宅における耐震化率	%	県内の住宅における一定の耐震性を有する住宅の割合(従前値及び目標値については、基準年度及び目標年度時点で把握できる最新の住宅・土地統計調査の統計数値(従前値:H25調査、目標値:H30調査)を使用)		83%	28	95%	32
3. 除却を推進する区域内における除却すべき不良住宅等の戸数	戸数	除却を推進する区域内における除却すべき不良住宅等の戸数(市町村の目標年間除却戸数による)		363	28	0	32

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

1-1 公営住宅等整備事業	○老朽・狭小化した公営住宅の居住環境の改善を図るため、公営住宅建替事業等を実施する。 朝倉市（杷木団地）の費用便益比（B/C）＝0.9905 （頓田団地）の費用便益比（B/C）＝0.9918 東峰村（新公営住宅）の費用便益比（B/C）＝0.8324
1-2 公営住宅等ストック総合改善事業	○陳腐化した公営住宅の環境改善を図るため、公営住宅ストック総合改善事業等を実施する。
1-3 地域優良賃貸住宅整備事業	○子育て世帯、新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯及び地域の活性化の観点から定住促進に資する世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため地域優良賃貸住宅整備事業を実施する。 大刀洗町（上高橋地区定住促進住宅）の費用便益比（B/C）＝0.9030 大刀洗町（富多地区定住促進住宅）の費用便益比（B/C）＝0.8002
1-4 公的賃貸住宅家賃低廉化事業	○公的賃貸住宅家賃低廉化事業を実施する。
1-5 住宅地区改良事業等	○住環境の改善を図るため、住宅地区改良事業等を実施する。 ○居住環境の整備改善及び地域の活性化に資するため、空き家再生等推進事業により、以下の区域の不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却及び活用を推進する。 区域内の空き家戸数62,075戸 飯塚市、田川市、柳川市、八女市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、大野城市、宗像市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、芦屋町、遠賀町、鞍手町、大木町、広川町、香春町、上毛町、築上町
1-6 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業	○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅を供給するため、住宅確保要配慮者賃貸住宅改修事業を実施する。

(2) 提案事業の概要

2-1 公営住宅改善関連事業 2-2 住宅地区改良事業等関連事業 2-3 公的賃貸住宅耐震診断事業 2-4 公的賃貸住宅アスベスト調査事業 2-6 その他公的賃貸住宅関連事業	○快適で安心な住まいを供給するため、公的賃貸住宅（公営住宅、地域優良賃貸住宅、改良住宅、単独住宅等）の機能向上に資する事業等を実施する。＜2-1, 2, 3, 4, 6駐車場整備、耐震診断等＞ ○空き家の適正管理、利活用及び除却等を促進するための事業を実施する。＜2-2空き家専門相談支援等＞
2-5 既存建築物除却事業 2-8 狭あい道路整備等関連事業 2-10 福祉・安全・環境関連事業	○住みやすい街づくり、住宅環境の向上を図るための事業を実施する。＜2-5老朽建築物除却等、2-8狭あい道路補助、2-10高齢者用緊急通報装置設置補助、防犯灯設置補助、ブロック塀等撤去費補助等＞
2-7 住宅政策関連計画策定等	○住宅政策の目標の実現に向けた各種計画策定、調査等を実施する。
2-9 定住促進関連事業	○地域の活性化や良好なコミュニティを形成するため、定住を促進する事業を実施する。＜住宅新築購入助成、民間賃貸家賃助成、定住促進住宅整備等＞
2-11 住宅情報提供推進事業	○多様な情報の中から個々のニーズに応じた情報を適切に選択できるよう、住情報を提供するとともに、住宅に関するトラブルやリフォーム等に係る相談を実施する。 ○高齢者等が安心して生活できる住宅の確保を図るため、居住支援協議会による住宅情報提供等に係る事業を実施する。 ○良質な住宅ストックの形成のため、耐震やバリアフリーに関する専門家の派遣事業を実施する。 ○子育てしやすい住環境づくり及び高齢者、子育て世帯等が共に暮らすことができる多世代居住の促進を図るため、若い世帯への住宅支援等に係る事業を実施する。 ○中古住宅市場、リフォーム市場等の活性化を図るため、建物検査、リフォーム、住み替え等に係る事業を実施する。 ○地域住宅産業の育成・活性化及び建築生産近代化を図るため、大工・工務店を対象にした技術研修会等を実施する。 ○省エネ等環境に配慮した住宅の供給を促進するため、民間事業者の意識向上と主体的取組みを促す講演会の開催等を実施する。 ○空き家の適正管理、利活用及び除却等を促進するための事業を実施する。＜空き家利活用補助等＞
2-12 快適な住まいづくり推進助成事業	○地域住宅産業の育成・活性化及び循環型社会の形成を図るため、県産材等を活用した良質な木造住宅等へ助成する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(3) 地域優良賃貸住宅の実施について

〈事業の概要〉

- ・子育て世帯、新婚世帯、高齢者世帯、障害者世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯及び地域の活性化の観点から定住促進に資する世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため地域優良賃貸住宅整備事業を実施する。
- ・都市再生機構の供給計画に基づく子育て世帯向け住宅を供給する。

〈地域優良賃貸住宅の整備に関する事項〉

- ・整備を促進すべき地域（政令指定都市及び中核市にあっては独自に定める地域住宅計画等による）
民間、公共、公社供給（子育て支援タイプを含む）：県内全域
機構供給：現に都市再生機構の存する区域（都市再生機構が今後供給を予定している区域）
- ・特別な事情のため入居させることが適当と認められる場合
民間、公共、公社供給（子育て支援タイプを含む）
 - 1 被災者世帯（地震等災害により住宅に被害を受けた者）
 - 2 母子・父子世帯（配偶者のない女子（男子）で現に学生を扶養している者）
 - 3 外国人世帯（外国籍を有する者）
 - 4 DV被害者世帯（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する者）
 - 5 被生活保護者世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する者）
 - 6 犯罪被害者世帯（犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する者）
 - 7 ホームレス世帯（ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）第2条に規定する者）
 - 8 失業者世帯（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する者）
 - 9 UJIターン世帯（当該市町村以外から転入する者）※公共供給型に限る

(4) その他（関連事業など）

- ・福岡県、福岡県内の市町村、住宅金融支援機構九州支店、独立行政法人都市再生機構九州支社、地方住宅供給公社、（一財）福岡県建築住宅センターをもって構成する福岡県地域住宅協議会にて公的賃貸住宅等の整備に関して必要な措置について協議する。
- ・民間賃貸住宅の活用等により住宅確保要配慮者の居住の安定を図る。
- ・福岡県内の区域においては、空家の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅への有効活用等を推進する。